

5 分野別のまちの姿

将来都市像である「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」を実現するため、8つの「分野別のまちの姿」を定め、各分野のまちづくりを進めていきます。

なお、各分野のまちづくりに共通する重要な視点である2つの「まちづくりの視点」を核として実施していきます。

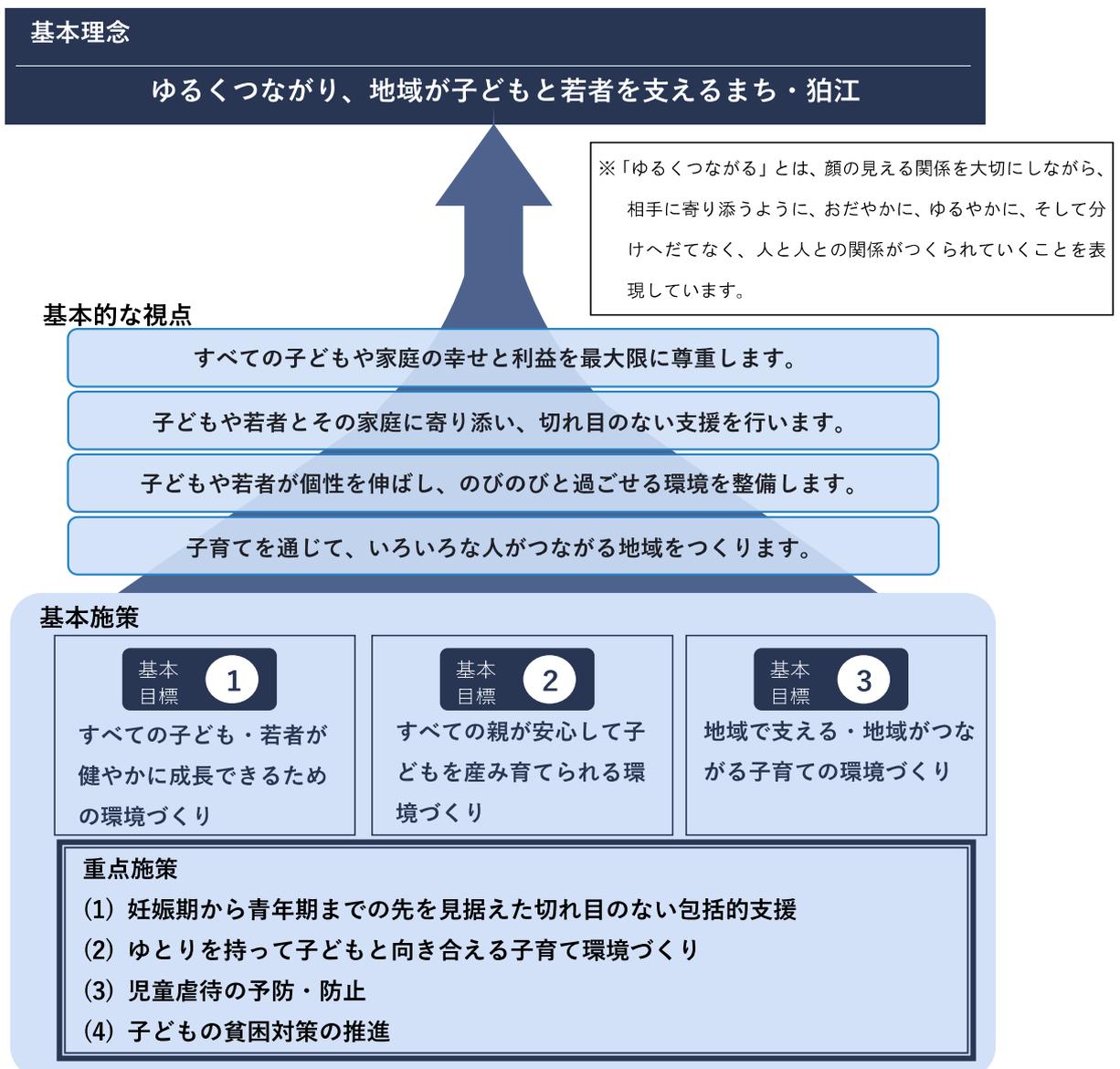


第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念とは、この計画の推進を通じて実現を目指す将来のまちの姿であり、この計画における最終目標となるものです。

本計画では、地域において誰もがそれぞれの“自分らしさ”や多様性を認めあい、尊重されながら、すべての子ども・若者が健やかに成長していくとともに、様々な世代の人々や支援機関が顔の見える関係でつながることで、子ども・若者や子育て家庭を支援する地域を目指し、「ゆるくつながり※、地域が子どもと若者を支えるまち・狛江」を基本理念とします。



第2章 基本理念

全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重され、支え合って、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。

基本理念とは、「基本的価値観」のもと、達成すべき「目的」を示すものです。

本計画では、「全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重されること」及び「全ての市民が支え合うこと」この2つの「基本的価値観」のもと、「誰もが排除されない地域社会の実現」という「目的」の達成を目指します。この「目的」は、高齢者人口及び高齢化率のいずれも令和32（2050）年にピークを迎えることが推計されることを踏まえ、令和22（2040）年までに達成すべき長期的なビジョンとして掲げるものです。

1 基本的価値観

（1）「全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重されること」

全ての市民がどのような状況に置かれたとしても、個人として尊重されることは、条例第3条第1項の規定により掲げる市民福祉の基本理念であり、認知症施策、障がい者施策、権利擁護支援施策等様々な施策を推進するに当たり、共通する基本的な価値観です。

（2）「全ての市民が支え合うこと」

かつては、地域の相互扶助、家族同士の助け合い等の支え合いの機能が存在しましたが、少子高齢化の進展や家族形態の変化等により、支え合いの基盤が弱まってきています。

このような状況を踏まえ、市は、福祉及び保健関係部署のみならず、全ての部署が一体となって、市民及び事業者とともにそれぞれの役割を果たしながら、地域福祉の推進のため、包括的な支援体制の構築を進めるとともに、相互に支え合うことを通じて、多様性を認め合い、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

2 目的

本計画では、1で掲げた基本的な価値観のもと、全ての市民のふれあい、ささえあいを大切にし、ともに力を合わせ、お互いにやさしい、潤いと安らぎのある福祉のまちづくりを進め、市民誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。

東京都男女平等参画推進総合計画

2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

総合計画は、女性活躍推進法第6条に基づく「女性活躍推進計画」と、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項に基づく「配偶者暴力対策基本計画」の両計画を合わせて、男女共同参画社会基本法第14条に基づく都道府県男女共同参画計画及び基本条例第8条に基づく行動計画として策定しているものです。

また、本総合計画は、男女平等参画の促進に関する都の施策及び都民・事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するためのものです。

(2) 他の計画との整合

東京都は、明るい未来の東京を切り拓くための都政の新たな羅針盤として、令和3年3月に「『未来の東京』戦略」を策定しました。この中で、目指す2040年代の東京の姿「ビジョン」の一つとして「女性が自らの希望に応じた生き方を選択し、自分らしく輝いている東京」を掲げるとともに、このビジョンを実現する2030年に向けた「戦略」として、「女性の活躍推進戦略」を提示しています。本計画はこの「『未来の東京』戦略」の趣旨を踏まえて策定するものです。

【東京都男女平等参画推進総合計画の全体像】

「『未来の東京』戦略」 目指す2040年代の東京の姿(ビジョン 03)

**女性が自らの希望に応じた生き方を選択し、
自分らしく輝いている東京**



東京都男女平等参画推進総合計画

男女共同参画社会基本法に定める都道府県男女共同参画計画
東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画

I 東京都女性活躍推進計画

女性活躍推進法に定める
都道府県推進計画

II 東京都配偶者暴力対策基本計画

配偶者暴力防止法に定める
都道府県基本計画

都の施策と都民・事業者の取組を総合的かつ計画的に推進